

遊漁規則概要

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)			遊漁料の納付方法
	住所	名称					
内 共 第 1 号	延岡市北川町川内名 7262番地	北川漁業協同組合 外2組合	1 北川本流及び支流の内共第1号漁業権の区域で、あゆ、こい、うなぎ、ふな、おいかわ、やまめ又はもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。	1 あゆ(特別区を除く)	1日 2,000 1年 6,000		北川漁業協同組合、 東海漁業協同組合、 北浦内水面漁業協同組合、 指定のオンラインシステム、 遊漁券取扱所又は 漁場監視員に納付
			2 漁具・漁法の制限 竿釣 3本以内 筒 5本以内 延縄 針数30本以内 かご 3個以内 3 禁止区域 (1) 延岡市北川町長井字新道第3トンネル東口より135度の線から下流可愛トンネル東口より90度の線までの水面で、10月1日から12月15日まで遊漁をしてはならない。 (2) 延岡市北川町川内名字岩ノ口宮原井ぜきより上流50m下流200mまでの水面で、遊漁をしてはならない。 (3) 延岡市北川町川内名下赤北川発電所下赤調整ダムえん堤より上流50m下流200mまでの水面で、遊漁をしてはならない。 (4) 北川町におけるしばぜき設置箇所より下流100mまでの水面で、10月1日から12月15日まで遊漁をしてはならない。 (5) 北川町下赤におけるしばぜき設置箇所より上流200mまでの水面で、10月1日から12月15日まで遊漁をしてはならない。 4 キャッチアンドリリース区間 やまめについては、北川町上赤、小原の舟渡橋より上流(桑原発電所まで)の区域で3月1日から9月30日までに採捕した場合、採捕した場所で再放流しなければならない。	あゆ(特別区を含む)	1日 3,000 1年 8,000		
				うなぎ・こい・ふな・おいかわ	1日 2,000 1年 6,000		
				やまめ・こい・ふな・おいかわ	1日 1,500 1年 4,000		
				もくずがに	1日 2,000 1年 5,000		
				2 中学生以下は無料とする。			

遊漁規則概要

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)			遊漁料の納付方法
	住所	名称					
内 共 第 2 号	延岡市日の出町2丁目 1番地7	祝子川漁業協同 組合	1 祝子川本流及び支流の内共第 2号漁業権の 区域で、あゆ、こい、うなぎ、おいかわ、やまめ、 又はもくずがにを採捕する者は、遊漁料を 支払い組合の承認を受けなければならない。	1 手釣・竿釣	1日	1,000	祝子川漁業協同組合、 指定のオンラインシステム、 指定の釣具店又は 漁場監視員に納付
			2 漁具・漁法の制限 (1) 手釣 1本 竿釣 3本以内 筒 5個以内 かご 3個以内 (2) ちょんがけによる遊漁は行ってはならない。 (3) リールによるあゆの遊漁は行ってはならない。	筒	1年	5,000	
				かご	1年	7,000	
					1年	1個3,000	
				2 中学生以下は無料とする。			

遊漁規則概要

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)			遊漁料の納付方法
	住所	名称					
内 共 第 3 号	延岡市日の出町2丁目 1番地7	祝子川漁業協同 組合 外1組合	1 五ヶ瀬川本流の内共第 3号漁業権の区域で、 あゆ、うなぎ、おいかわ及びもくずがにを採捕 する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受け なければならない。	1 手釣・竿釣			祝子川漁業協同組合、 延岡五ヶ瀬川漁業協同組合、 指定のオンラインシステム、 指定の釣具店又は 漁場監視員に納付
			2 漁具・漁法等の制限 (1) 手釣・竿釣 3本以内 陸打投網 10節以下の太目の網、長さ3.5m以内 舟打投網 10節以下の太目の網、長さ4m以内 たも網 10節以下の太目の網、口径1m以内 柴漬け 15個以内 かご 3個以内 (2) 錨網の長さは20m以内とする。 (3) カーバイトなどの薬物を使用してはならない。 (4) ちょんがけによる遊漁は行ってはならない。 (5) リールを使って引っかけ漁やコロガシ漁を行っ てはならない。 (6) あゆ竿釣りコロガシ漁の竿の長さは8.5m以下 とする。 (7) リールを使ってあゆの遊漁を行ってはならない。 (8) よせ網、地びき網及び船打投網による遊漁は、 組合の理事会の許可を必要とする。 (9) いさり金突であゆを採捕してはならない。 また、潜水により行ってはならない。 (10) もくずがにの採捕期間は、9月1日から11月30日 までとする。	あゆ 1日 4,000 1年 10,000 その他 1日 1,000 1年 3,000 いさり金突 1日 1,000 1年 3,000 たも網 1日 1,000 1年 3,000 陸打投網 1年 10,000 舟打投網 1年 12,000 かご 1年 4,000 柴漬け 1年 8,000 寄せ網、地引き網 1年 30,000 2 中学生以下は無料とし、肢体不自由者は 半額とする。 3 投網の場合には、あゆ竿釣の遊漁料と投網の遊 漁料を合算する。 4 手釣・竿釣又はたも網で遊漁する場合、遊漁の 現場で納付するときは、500円を加算する。			

遊漁規則概要

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)			遊漁料の納付方法
	住所	名称					
内 共 第 4 号	延岡市北方町川水流卵 1360番地	五ヶ瀬川漁業協同 組合 外3組合	1 五ヶ瀬川本流、支流及び派流の内共第 4号漁業権の区域で、あゆ、うなぎ、おいかわ、やまめ、及びもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。 2 漁具・漁法等の制限 (1) 手釣・竿釣 3本以内 陸打投網 10節以下の太目の網、長さ3.5m以内 舟打投網 10節以下の太目の網、長さ4m以内 (投網は1人あたり1反のみ、補助者は1人のみ) たも網 10節以下の太目の網、口径1m以内 柴漬け 15個以内 かご 3個以内 (2) 錨網の長さは20m以内とする。 (3) カーバイトなどの薬物を使用してはならない。 (4) 灯光を使ってあゆ及びやまめを採捕してはならない。 (5) ちょんがけによる遊漁は行ってはならない。 (6) リールを使ってシャクリ(鮎)及びコロガシ漁を行ってはならない。 (7) あゆ竿釣りコロガシ漁の竿の長さは8.5m以下とする。 (8) 陸打投網、舟打投網、柴漬け、寄せ網及び地引き網による遊漁は、組合の理事会の承認を必要とする。 (9) 金突、いさり金突及びたも網であゆ及びやまめを採捕してはならない。 (10) いさり金突は潜水により行ってはならない。 (11) 舟打投網による遊漁は、日豊本線五ヶ瀬川鉄橋及び大瀬川鉄橋より下流の区域で行わなければならない。 (12) もくずがにの採捕期間は、8月1日から11月30日までとする。 (13) よせ網及び地びき網により、あゆを採捕してはならない。 3 星山発電所の上流50m下流200mの区域においては周年遊漁をしてはならない。	1 手釣・竿釣 あゆ 1日 4,000 1年 8,000 やまめ 1日 3,000 1年 5,000 その他 1日 1,000 1年 3,000 いさり金突 1日 1,000 1年 3,000 たも網 1日 1,000 1年 3,000 陸打投網 1年 10,000 舟打投網 1年 12,000 柴漬け 1年 8,000 かご 1年 4,000 寄せ網、地引き網 1年 30,000 2 中学生以下は無料とし、高校生又は肢体不自由者は半額とする。 3 投網の場合には、あゆ竿釣の遊漁料と投網の遊漁料を合算する。また、補助者はあゆ竿釣の遊漁料を必要とする。 4 手釣・竿釣又はたも網で遊漁をする場合、遊漁の現場で納付するときは、500円を加算する。	五ヶ瀬川漁業協同組合、 大瀬川漁業協同組合、 延岡五ヶ瀬川漁業協同組合、 西臼杵漁業協同組合、 指定のオンラインシステム、 指定の釣具店又は 漁場監視員に納付		

遊漁規則概要

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)			遊漁料の納付方法
	住所	名称					
内 共 第 5 号	東臼杵郡門川町大字 門川尾末2577番地7	五十鈴川漁業協同 組合	1 五十鈴川本流及び支流の内共第 5号漁業権の区域で、あゆ、こい、うなぎ、やまめ及びもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。 2 漁具・漁法の制限 手釣・竿釣 3本以内 金突 1本 鮎かけ・友釣り 1本 投網 10節以下の太目の網、長さ3m以内 たも網 10節以下の太目の網 投刺網 1統 柴漬・うなぎ筒 15個以内 うなぎ石倉 10箇所以内 延縄 釣数500本以内 かご 3個以内 3 日豊本線鉄橋から上流500mの区域においては、10月1日から12月15日までの期間中は遊漁をしてはならない。 4 もくずがにの採捕期間は、8月1日から11月30日までとする。 5 全長制限 (1) 全長10cm以下のあゆは採捕してはならない。 (2) 全長15cm以下のこいは採捕してはならない。 (3) 甲羅の幅5cm以下のもくずがにには採捕してはならない。	1 手釣・竿釣 1日 500 1年 1,500 金突、たも網 1日 600 1年 3,000 投刺網 1年 6,500 投網 1年 3,000 鮎かけ・友釣り 1年 6,500 延縄 1年 3,000 柴漬 1年 6,500 うなぎ筒 1年 3,000 うなぎ石倉 1年 6,500 かご 1年 3,000 2 手釣、竿釣、金突又はたも網の場合には、小学生以下は無料とし、中学生、身体障害者又は70歳以上の高齢者は半額とする。 3 遊漁の現場で納付するときは、500円を加算する。	五十鈴川漁業協同組合、 指定の販売所又は 漁場監視員に納付		

遊漁規則概要

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)	遊漁料の納付方法
	住所	名称			
内 共 第 6 号	日向市永江町2丁目 113番地	富島河川漁業協同組合	1 塩見川本流及び支流の内共第 6号漁業権の区域で、こい、うなぎ、ふな及びもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。 2 漁具・漁法の制限 (1) 竿釣 3本以内 かご 3個以内 (2) 追い込み漁、立て網漁、潜水具及び潜水服着用により、こい及びふなを採捕してはならない。 (3) バイブレーター、ゲランその他の薬物、鰻かき、延縄及び柴漬けにより、うなぎを採捕してはならない。 3 塩見川本流瀬之口橋及び富高川汐田橋から下流の水面においては、もくずがにの遊漁をしてはならない。 4 全長10cm以下のこいは採捕してはならない。 5 もくずがに漁業については、理事会の承認を受けた者に限る。	1 手釣・竿釣 1年 2,500 かご 1年 3,000 2 大学生以下又は肢体不自由者は無料とする。	富島河川漁業協同組合、指定の販売所又は漁場監視員に納付

遊漁規則概要

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)	遊漁料の納付方法
	住所	名称			
内 共 第 7 号	東臼杵郡美郷町西郷 田代 1 番地	西郷漁業協同組合 外 5 組合	1 耳川本流及び支流の内共第 7 号漁業権の区域で、あゆ、こい、うなぎ、ふな、おいかわ、わかさぎ、やまめ及びもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。 2 漁具・漁法の制限 手釣・竿釣 あゆ、やまめ、おいかわ、わかさぎ 1 本 こい、ふな、うなぎ 3 本以内 あゆ引きかけ 1 本 かなつき 1 本 筒うけ 20 個以内 かご 3 個以内 3 全長制限 (1) 全長 10cm 以下のこいは採捕してはならない。 (2) 甲羅の幅 5cm 以下のもくずがにには採捕してはならない。	1 やまめ 1 日 2,000 1 年 4,000 その他 1 日 1,000 1 年 3,000 2 小学生以下は無料とし、中学生又は肢体不自由者は半額とする。 3 遊漁の現場で納付するときは、100 円を加算する。	西郷漁業協同組合、 美幸内水面漁業協同組合、 余瀬飯谷漁業協同組合、 耳川漁業協同組合、 諸塚漁業協同組合、 椎葉村漁業協同組合、 指定のオンラインシステム、 指定の販売所又は 漁場監視員に納付

遊漁規則概要

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)		遊漁料の納付方法
	住所	名称				
内 共 第 8 号	日向市美々津町3548番地	美幸内水面漁業協同組合	1 石並川本流及び支流の内共第 8号漁業権の区域で、あゆ、うなぎ、やまめ及びもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。 2 漁具・漁法の制限 手釣・竿釣 3本以内 あゆ引きかけ 1本 かなつき 1本 投網、たも網、刺網(瀬張網) 1人1統、10節以下の太目の網 延縄 1張25m以内、5張以内、針数100本以内 筒うけ 10個以内 石倉 5個以内 かご 3個以内 3 甲羅の幅5cm以下のもくずがにには採捕してはならない。	1 手釣・竿釣、瀬付あゆ引っかけ あゆ、やまめ 1日 500 1年 1,500 うなぎ 1日 700 1年 1,500 手竿あゆ引かけ 1日 1,500 1年 2,500 かなつき 1日 300 1年 1,000 投網、石倉 1日 1,000 1年 2,000 たも網 1日 1,500 1年 3,000 刺網(瀬張網) 1日 2,000 1年 3,500 延縄 1日 700 1年 1,500 筒うけ 1日 1,000 1年 2,500 かご 1日 500 1年 1,500 2 小学生以下は無料とし、中学生、肢体不自由者又は70歳以上の高齢者は半額とする。 3 遊漁の現場で納付するときは、100円を加算する。	美幸内水面漁業協同組合、指定の販売所又は漁場監視員に納付	

遊漁規則概要

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)			遊漁料の納付方法
	住所	名称					
内 共 第 9 号	児湯郡都農町大字川北 4874番地の2	名貫川淡水漁業 協同組合	1 名貫川本流及び支流の内共第 9号漁業権の 区域で、あゆ、うなぎ、やまめ及びもくずがにを 採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を 受けなければならない。	1 竿釣	1日 1,000 1年 2,500	名貫川淡水漁業協同組合、 指定の販売所又は 漁場監視員に納付	
			2 漁具・漁法の制限 手釣・竿釣 1本 手網 1統 かなつき 1本 うなぎ筒 15個以内 かご 3個以内 3 禁止区域 河口から500m上流の堰堤までの内共第9号 の区域においては、11月1日から12月31日まで あゆを採捕してはならない。	手釣 1年 2,500 手網 1年 2,500 かなつき 1年 2,500 うなぎ筒 1年 2,500 かご 1年 2,500 2 小学生以下は無料とし、中学生、肢体不自由者 又は70歳以上の高齢者は半額とする。			

遊漁規則概要

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)	遊漁料の納付方法
	住所	名称			
内 共 第10号	児湯郡川南町大字川南 13680番地1	平田川淡水漁業 協同組合	1 平田川本流及び支流の内共第10号漁業権の区域で、あゆ、こい、うなぎ、ふな及びもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。 2 漁具・漁法の制限 手釣・竿釣 5本以内 投網 10節以下の太目の網、1人1統 延縄 1張あたりの針数50本以内、1人2張以内 うなぎ筒 15個以内 柴漬 15個以内 かご 3個以内 3 全長制限 (1) 全長10cm以下のこい、ふな及びあゆは採捕してはならない。 (2) 甲羅の幅5cm以下のもくずがにには採捕してはならない。	1 手釣・竿釣、投網、うなぎ筒、柴漬、かご 1日 1,000 1年 3,000 延縄 1年 4,000 2 手釣・竿釣による遊漁の場合には、中学生以下は無料とし、身体障害者又は70歳以上の高齢者は半額とする。 3 遊漁の現場で納付するときは、500円を加算する。	平田川淡水漁業協同組合、 又は漁場監視員に納付

遊漁規則概要

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)			遊漁料の納付方法
	住所	名称					
内 共 第11号	児湯郡高鍋町大字持田 1690番地2	小丸川漁業協同組合 外 1組合	1 小丸川本流及び支流の内共第11号漁業権の区域で、あゆ、うなぎ、おいかわ、やまめ及びもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。	1 手釣・竿釣	1日 1,000 1年 3,000	小丸川漁業協同組合、 上小丸川漁業協同組合、 指定のオンラインシステム又は 漁場監視員に納付	
			2 漁具・漁法の制限 (1) 手釣・竿釣 3本以内 かなつき 1本 投網 10節以下の太目の網、長さ 3m以内 片手網 10節以下の太目の網、口径 1m以内 かごつけ(うなぎ漁業) 30個以内 はえなわ 縄数3本以内 つけ針 竿1本につき20本以内 かご 3個以内 (2) あゆについては、解禁の日から30日間は、手釣・竿釣以外で採捕してはならない。	投網(舟打除く)	1年 3,000		
			3 もくずがにの採捕期間は、8月1日から11月30日までとする。	舟打投網	1年 3,500		
			4 禁止区域 (1) 児湯郡高鍋町県道19号小丸大橋から上流585m下流325mまでの水面で、10月1日から12月15日まであゆの遊漁をしてはならない。 (2) 児湯郡木城町大字川原木寺堰堤(竹鳩用水取入口)から上流50m下流200mまでの水面で、遊漁をしてはならない。 (3) 児湯郡木城町大字川原権現神社から上流50m下流200mまでの水面で、遊漁をしてはならない。 (4) 児湯郡高鍋町大字上江竹鳩橋から上流20m下流50mまでの水面で、遊漁をしてはならない。 (5) 児湯郡高鍋町大字南高鍋古港橋から二本松橋までの水面で、遊漁をしてはならない。(ただし、支流宮田川での投網に限る。) (6) 日向市東郷町大字下三ヶ柳原橋から上野野橋までの水面で、10月1日から12月31日まであゆの遊漁をしてはならない。	片手網	1年 4,500		
				うなぎ石倉	1年 4,500		
				かごつけ	1年 4,500		
				はえなわ	1年 2,500		
				かなつき	1年 1,500		
				かご	1年 2,500		
			5 全長制限 甲羅の幅5cm以下のもくずがにには採捕してはならない。	2 手釣・竿釣及び投網(船打除く)の場合、未就学の幼児は無料とし、小中学生又は身体障害者は半額とする。			

遊漁規則概要

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)				遊漁料の納付方法	
	住所	名称							
内 共 第12号	児湯郡新富町富田 3丁目104番地	新佐漁業協同組合 外 3組合	1 一ツ瀬川本流及び支流の内共第12号漁業権の区域で、あゆ、うなぎ、おいかわ、やまめ及びもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。	1 手釣・竿釣				新佐漁業協同組合、 一ツ瀬川漁業協同組合、 西米良漁業協同組合 椎葉村漁業協同組合、 指定のオンラインシステム、 指定の釣具店又は 漁場監視員に納付	
				一般	1日	1,500			
					1年	4,000			
				肢体不自由者又は80歳以上の高齢者	1日	1,000			
					1年	3,000			
			2 漁具・漁法の制限						
			手釣・竿釣	3本以内	張網	一般	1日		2,500
					1年	10,000			
				10節以下の太目の網、長さ100m以内、3統以内	肢体不自由者又は80歳以上の高齢者	1日	2,000		
				10節以下の太目の網、長さ3m以内	1年	7,000			
	片手網	10節以下の太目の網、長さ 20m以内							
	たも網	10節以下の太目の網	投網・片手網						
	延縄・かせ針	針数500本以内	一般	1日	2,500				
	うなぎ筒・釜	15個以内		1年	7,000				
	かご	3個以内	肢体不自由者又は80歳以上の高齢者	1日	2,000				
				1年	6,000				
		3 遊漁期間							
		(1) おいかわの採捕期間は、張網、投網及び片手網による遊漁の場合は、8月1日から2月末日までの間で、組合が定めて公表する期間とする。	金突、延縄・かせ針、うなぎ筒・釜、かご						
			一般	1日	1,500				
				1年	4,000				
		(2) もくずがにの採捕期間は、8月1日から11月30日までの間で、組合が定めて公表する期間とする。	肢体不自由者又は80歳以上の高齢者	1日	1,000				
				1年	3,000				
		4 禁止区域							
		(1) 石堂川(児湯郡西米良村大字上米良字槇の口)並びに石堂川と本流との合流点から上流100m及び下流上米良北堰堤までの水面で、遊漁をしてはならない。	2 手釣・竿釣の場合、中学生以下は無料とする。						
		(2) 一ツ瀬橋(児湯郡新富町県道44号)から上流900m及び下流300mまでの水面で、10月1日から12月15日まで遊漁をしてはならない。							
		5 甲羅の幅5cm以下のもくずがにには採捕してはならない。							

遊漁規則概要

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)				遊漁料の納付方法
	住所	名称						
内 共 第13号	児湯郡新富町富田 3丁目104番地	新佐漁業協同組合 外 1組合	1 石崎川本流及び支流の内共第13号漁業権の 区域で、こい、うなぎ、ふな及びもくずがにを採捕 する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けな ければならない。	1 手釣・竿釣 一般	1日 1,500 1年 4,000			新佐漁業協同組合、 一ツ瀬川漁業協同組合、 指定の釣具店又は 漁場監視員に納付
			2 漁具・漁法の制限 手釣・竿釣 3本以内 張網 10節以下の太目の網、長さ100m以内、3統以内 投網 10節以下の太目の網、長さ3m以内 片手網 10節以下の太目の網、長さ 20m以内 たも網 10節以下の太目の網 延縄・かせ針 針数500本以内 うなぎ筒 15個以内 柴づけ 15個以内 かご 3個以内	張網 一般 1日 2,500 1年 10,000 肢体不自由者又は80歳以上の高齢者 1日 2,000 1年 7,000				
			3 もくずがにの採捕期間は、8月1日から11月30日 までの間で、組合が定めて公表する期間とする。	投網・片手網 一般 1日 2,500 1年 7,000 肢体不自由者又は80歳以上の高齢者 1日 2,000 1年 6,000				
			4 全長制限 (1) 全長10cm以下のこいは採捕してはならない。 (2) 全長15cm以下のふなは採捕してはならない。 (3) 甲羅の幅5cm以下のもくずがにには採捕しては ならない。	金突、延縄・かせ針、うなぎ筒、柴づけ、かご 一般 1日 1,500 1年 4,000 肢体不自由者又は80歳以上の高齢者 1日 1,000 1年 3,000				
				2 手釣・竿釣、投網・片手網の場合、中学生以下は無料 とする。				

遊漁規則概要

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)			遊漁料の納付方法
	住所	名称					
内 共 第14号	都城市安久町3225 番地5	都城淡水漁業協同 組合 外11組合	1 大淀川本流及び支流の内共第14号漁業権の 区域で、あゆ、こい、うなぎ、ふな、おいかわ、や まめ、うぐい及びもくずがにを採捕する者は、遊漁 料を支払い組合の承認を受けなければならない。	1 手釣・竿釣(穴釣、爆弾針)、かせ針、引かけ、 ころがし	1日 1,000 1年 3,500	都城淡水漁業協同組合、 宮崎内水面漁業協同組合、 大淀川第一漁業協同組合、 高岡川漁業協同組合、 境川漁業協同組合、 国富漁業協同組合、 綾漁業協同組合、 高崎大淀川漁業協同組合、 三股町淡水漁業協同組合、 小林高原野尻漁業協同組合、 須木村漁業協同組合、 指定のオンラインシステム、 指定の釣具店又は 漁場監視員に納付	
			2 漁具・漁法の制限 (1) 手釣・竿釣(穴釣、爆弾釣) あゆ、おいかわ、やまめ 1本 うなぎ、こい、ふな、うぐい 3本以内 引かけ(あゆ) 1本 投網・船打投網 あゆ、うぐい 15cmにつき10節以下、5m以内 こい、ふな 15cmにつき8節以下、5m以内 おいかわ 15cmにつき13節以下、5m以内 刺網 あゆ つき10節以下、50m以内、2張以内 うぐい 15cmにつき10節以下、50m以内 こい、ふな 2張以内 おいかわ 15cmにつき13節以下、50m以内 寄網 こい 15cmにつき6節以下 ふな 15cmにつき6節以下、50m以内 かせ針 20本以内 延縄 4張以内、50m以内 金突 1本 筒筈 15本以内 蚊針 1本 かご(こい、ふな、もくずがに) 3個以内 (2) リール及びブルーアーを使用してあゆを採捕して はならない。 3 遊漁期間は、魚種及び区域ごとに遊漁指示書 に掲げる期間とする。 4 禁止区域 (1) 梶山橋(北諸県郡三股町、支流沖水川架設) から上流200m及び下流200mまでの水面で、 遊漁をしてはならない。 (2) 天神ダムの指定された範囲及び広沢ダム(東 諸県郡綾町)から上流3,000mまでの水面で、 遊漁をしてはならない (3) 国道10号花見橋(宮崎市高岡町)から下流 1,000mまでの水面で、10月1日から12月15日 まで遊漁をしてはならない。 5 全長10cm以下のこいは採捕してはならない。	刺網 あゆ 1日 1,500 1年 10,000 その他 1日 1,500 1年 5,500 投網・船打投網、かご 1日 1,500 1年 5,000 金突、延縄、筒 1日 2,000 1年 5,000 寄網 1日 2,500 1年 7,000 2 中学生以下は無料とする。 3 肢体不自由者及び75歳以上の高齢者 (1) 手釣・竿釣(穴釣、爆弾針)、かせ針、引かけ、 ころがし 1日 500 1年 2,000 (2) 上記(1)以外の漁法 それぞれの額の半額			

遊漁規則概要

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)				遊漁料の納付方法
	住所	名称						
内 共 第15号	宮崎市大字熊野497 番地1	木花内水面漁業協同 組合 外2組合	1 清武川本流及び支流の内共第15号漁業権の区域で、あゆ、うなぎ及びもくずがにを採捕する者は、 遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。 2 漁具・漁法の制限 (1) 手釣・竿釣 3本以内 投網 15cmにつき10節以下、長さ3m以内 片手投網 15cmにつき10節以下、長さ20m以内 筒筌 20個以内 延縄 1張の針数50本以内、2張以内 かご 3個以内 (2) あゆを投網、片手投網で採捕できる期間は、7月20日から12月31日までとする。 3 禁止区域 (1) 日南線鉄橋から上流500mまでの区域においては、10月1日から12月15日まで遊漁をしてはならない。 (2) 日南線鉄橋から下流500mまでの区域においては、遊漁をしてはならない。	1 手釣・竿釣 あゆ 1日 500 1年 3,000 うなぎ 1日 500 1年 2,000 瀬かけ、かなつき 1日 500 1年 2,000 筒筌、延縄 1日 500 1年 3,000 投網 1日 1,000 1年 5,000 片手投網 1日 2,000 1年 5,000 かご 1日 500 1年 3,000 2 中学生以下は無料とし、身体障害者及び75歳以上の高齢者の年額は、一般の年額の半額とする。	木花内水面漁業協同組合、 清武川漁業協同組合、 境川漁業協同組合、 指定の釣具店又は 漁場監視員に納付			

遊漁規則概要

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)				遊漁料の納付方法
	住所	名称						
内 共 第16号	宮崎市大字熊野497 番地1	木花内水面漁業 協同組合	1 加江田川本流及び支流の内共第16号漁業権 の区域で、あゆ、うなぎ及びもくずがにを採捕する 者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければ ならない。	1 手釣・竿釣 あゆ	1日	500	木花内水面漁業協同組合、 指定の釣具店又は 漁場監視員に納付	
					1年	3,000		
				うなぎ	1日	500		
					1年	2,000		
			2 漁具・漁法の制限	瀬かけ、かなつき	1日	500		
			(1) 手釣・竿釣 3本以内		1年	2,000		
			投網 15cmにつき10節以下、長さ3m以内	筒筌、延縄	1日	500		
			筒筌 20個以内		1年	3,000		
			延縄 1張の針数50本以内、2張以内	投網	1日	1,000		
			かご 3個以内		1年	5,000		
			(2) あゆを投網で採捕できる期間は、7月20日から 12月31日までとする。	かご	1日	500		
					1年	3,000		
				2 中学生以下は無料とし、身体障害者及び75歳 以上の高齢者の年額は、一般の年額の半額とする。				

遊漁規則概要

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)		遊漁料の納付方法
	住所	名称				
内 共 第17号	えびの市大字栗下1292番地	川内川上流漁業協同組合	1 川内川本流及び支流の内共第17号漁業権の区域で、あゆ、こい、うなぎ、ふな及びやまめを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。 2 漁具・漁法の制限 (1) 手釣・竿釣 あゆ、やまめ 1本 うなぎ 3本以内 こい、ふな 5本以内 あゆ引きかけ、蚊針 1本 ヤス 1本 かせ針 30本以内 投網 10節以下の網、長さ 5m以内 筒釜 30個以内 延縄 1人4張以内、1張長さ10m以内 (2) くるそん地域においては、竿釣による遊漁のみとする。 (3) 蚊針を使用して、3月1日から5月31日まで、やまめを採捕してはならない。	1 手釣・竿釣、蚊針、ヤス、かせ針 うなぎ 2日 2,000 1年 3,500 うなぎ以外 1日 1,000 1年 3,500 あゆ引きかけ 1日 1,000 1年 3,500 投網 1日 1,000 1年 4,500 延縄、筒釜 2日 2,000 1年 3,000 2 手釣・竿釣の場合は、小中学生及び身体障害者は無料とする。	川内川上流漁業協同組合、指定のオンラインシステム、指定の販売所又は漁場監視員に納付	

遊漁規則概要

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)				遊漁料の納付方法
	住所	名称						
内 共 第18号	日南市中央通1丁目 5番地13	日南広渡川漁業 協同組合	1 広渡川本流及び支流の内共第18号漁業権の 区域で、あゆ、こい、うなぎ、やまめ及びもくずがに を採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を 受けなければならない。	1 手釣・竿釣	あゆ、やまめ	1日	1,000	日南広瀬川漁業協同組合、 指定の販売所又は 漁場監視員に納付
					うなぎ、こい	1年	3,000	
						1日	500	
						1年	3,000	
			2 漁具・漁法の制限	穴釣		1日	1,000	
			手釣・竿釣 5本以内			1年	3,000	
			投網					
			15cmにつき10節以下、長さ3m以内、1統	あゆ引かけ		1日	1,000	
			筒、柴漬 15個以内			1年	3,000	
			たも網 10節以下の太目の網、1統					
			延縄 針数100本以内	投網	あゆ	1日	1,000	
			石倉 5個以内			1年	4,000	
			かご 3個以内		こい	1日	1,000	
						1年	6,500	
			3 もくずがにの採捕期間は、9月1日から11月30 日までの間で組合が定めて公表する期間とする。	舟打投網	あゆ	1日	1,000	
						1年	5,000	
			4 酒谷川と広渡川の合流点から広渡川の上流 1,000mまでの区域においては、9月15日から 12月15日まで遊漁をしてはならない。		こい	1日	1,000	
						1年	6,500	
			5 全長制限	延縄、たも網、筒		1日	1,000	
			(1) 全長15cm以下のこいは採捕してはならない。			1年	3,000	
			(2) 甲羅の幅5cm以下のもくずがにには採捕しては ならない。	石倉、かご		1日	1,000	
						1年	4,000	
				柴漬、素潜り		1日	1,000	
						1年	6,500	
			2 遊漁の現場で納付するときは、500円を加算する。					

遊漁規則概要

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)	遊漁料の納付方法
	住所	名称			
内 共 第19号	申間市大字南方249 番地	申間市淡水漁業 協同組合	1 福島川本流及び支流の内共第19号漁業権の区域で、あゆ、うなぎ、やまめ及びもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。 2 漁具・漁法の制限 一本釣 うなぎ 3本以内 その他 1本 延縄 針数100本以内 投網 15cmにつき10節以下、長さ3m以内、1統 筒漬 縄の長さ100m以内 柴漬 15束以内 たも網 15cmにつき10節以下、1統 刺網 網の長さが30m以内 かご 3個以内 3 キャッチアンドリリース区間 やまめについては、大矢取川赤池の滝上流より標高352m地点にある堰堤(都城市)までの区間で、3月1日から9月30日までに採捕した場合、採捕した場所で再放流しなければならない。 4 禁止区域 大矢取川上流の標高352m地点にある堰堤(都城市)より上流の1.5kmの区間で遊漁をしてはならない。 5 甲羅の幅5cm以下のもくずがにには採捕してはならない。	1 一本釣、鮎掛、金突、たも網、穴釣、延縄、柴漬 1日 500 1年 2,000 投網 1日 500 1年 3,000 筒漬、かご 1日 500 1年 4,000 刺網 1日 500 1年 5,000 2 小学生以下は無料とし、中学生及び肢体不自由者の場合は半額とする。 3 遊漁の現場で納付するときは、500円を加算する。	申間市淡水漁業協同組合、 指定のオンラインシステム、 指定の販売所又は 漁場監視員に納付

遊漁規則概要

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)	遊漁料の納付方法
	住所	名称			
内 共 第20号	串間市大字南方249 番地	串間市淡水漁業 協同組合	1 本城川本流及び支流の内共第20号漁業権の区域で、あゆ、うなぎ及びもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。 2 漁具・漁法の制限 一本釣 うなぎ 3本以内 その他 1本 延縄 針数100本以内 投網 15cmにつき10節以下、長さ3m以内、1統 筒漬 縄の長さ100m以内 柴漬 15束以内 たも網 15cmにつき10節以下、1統 刺網 網の長さが30m以内 かご 3個以内 3 甲羅の幅5cm以下のもくずがにには採捕してはならない。	1 一本釣、鮎掛、金突、たも網、穴釣、延縄、柴漬 1日 500 1年 2,000 投網 1日 500 1年 3,000 筒漬、かご 1日 500 1年 4,000 刺網 1日 500 1年 5,000 2 小学生以下は無料とし、中学生及び肢体不自由者の場合は半額とする。 3 遊漁の現場で納付するときは、500円を加算する。	串間市淡水漁業協同組合、指定のオンラインシステム、指定の販売所又は漁場監視員に納付

遊漁規則概要

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)		遊漁料の納付方法
	住所	名称				
内 共 第21号	小林市堤108番地1	小林高原野尻漁業 協同組合	1 御池の内共第21号漁業権の区域で、あゆ、こい、うなぎ、ふな、おいかわ及びわかさを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。 2 漁具・漁法の制限 (1) 手釣・竿釣 ・あゆ、おいかわ、わかさぎの場合 1本 ・こい、うなぎ、ふなの場合 3本以内 あゆ引かけ、蚊針 1本 かせ針 20本以内 投網 8節以下の太目の網、長さ 5m以内 さし網 8節以下の太目の網、長さ50m以内 延縄 1人4張以内、1張長さ50m以内 かご 3個以内、8節以下の太目の網 3 わかさぎの採捕期間は、4月1日から2月末日までの間で組合が定めて公表する期間とする。 4 全長制限 全長10cm以下のこいを採捕してはならない。	1 手釣・竿釣、かせ針、あゆ引かけ 1日 1,000 1年 3,000 延縄 1日 2,000 1年 5,000 投網、かご 1日 1,500 1年 5,000 刺網 1日 1,500 1年 5,500 2 中学生以下は無料とする。 3 肢体不自由者又は75歳以上の高齢者は次のとおり。 (1) 手釣・竿釣、かせ針、あゆ引かけ 1日 500 1年 2,000 (2) 上記(1)以外の漁法 それぞれの額の半額	小林高原野尻漁業協同組合、 指定の釣具店又は 漁場監視員に納付	